

ベトナムの職業教育の現状と展望

吉 村 英 俊

ベトナムの職業教育の現状と展望

吉村 英俊

- I はじめに
- II 教育制度
- III 職業教育の現状
- IV ハイフォン市の現状
- V 職業教育の展望

<要旨>

本調査研究では、ベトナムの裾野産業育成の鍵となる職業訓練人材の育成の現状と展望を示すものである。

まずベトナムの教育制度を総括し、次に職業教育について、職業教育の教育法上の規定や各種データから実状を考察し、職業教育が相対的に重要度を増していることを示す。さらに職業能力レベルやその賃金との関係、労働者の職業訓練への意向を述べる。また職業教育の事例として、ハイフォン市の工業職業大学を取り上げ、現状と課題を示し、最後に職業能力水準と職業訓練管理の観点から、ベトナム政府の取組みを示すものである。

<キーワード>

職業教育(Vocational education)、職業訓練学校(Vocational training school)、職業能力レベル(Occupational ability level)、職業技能水準(Occupational skills standard)、職業訓練管理(Management of vocational training)

I はじめに

ベトナムは成長著しい東アジア及び東南アジア諸国の中において、最も注目されている国といっても過言ではない。その成長率(名目GDP)は過去10年間の平均で15%を超え、その勢いが止まることは当分なさそうである。

さて現在、ベトナムは2020年の工業立国化を目指して、外資の導入や都市基盤の整備などを急ピッチで進めているが、何よりも工業化の基盤的要素である「裾野産業の育成」が不可欠であり、早期の実現が叫ばれている。この裾野産業の育成を図るためには、一定の職業能力を有した人材の養成・確保と、既存企業の技術力の高度化が成されなければならない。

人材の養成にあたっては、教育のあり方が重要である。教育機関においては、通常、高等学校、職業訓練学校、短大・大学があるが、職業能力の視点からは、理論と実践の両方を兼ね備えた人材を養成することを目標としている職業訓練学校が重要な役割を担う。ベトナムにおいては、教育法の大幅な改正(2005年)と職業訓練法の制定(2006年)を契機に、この職業訓練学校を含む職業訓練機関を量及び質の両方から充実させてきた。また職業訓練戦略(2011~2020年)では、職業教育のシステマティックな運営と高度化を実現するために、標準化を推進することとしている。

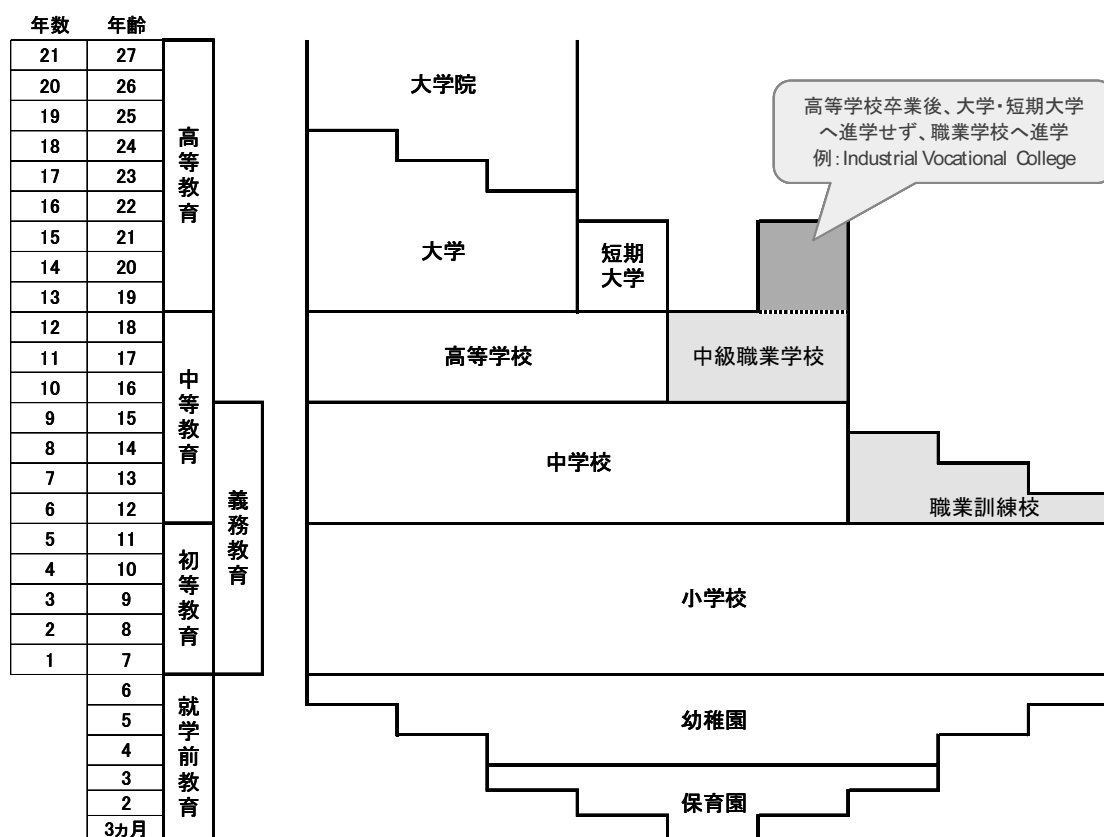
そこで本調査研究では、ベトナムの職業教育の現状と今後の展望について言及する。

II 教育制度

1. 学校教育体系

ベトナムの学校教育制度は1989年に一本化され、1998年制定の教育法（2005年改正、後述）に基づいて行われている。義務教育は小学校（5年間）と中学校（4年間）の9年間であり、短期大学が3年間である他、わが国の教育体系と大きく変わらない。

教育行政は、教育訓練省（Ministry of Education and Training）が国の教育政策や各教育レベルでの教育基準を策定し、省・市町村が実施及び監督の責任を負う。各学校の設置及び管理は、小学校及び中学校においては市町村、職業教育学校については関係行政機関、大学・短期大学においては教育訓練省が行う。なお一部、医科薬科大学については厚生省、美術大学については文化情報省が担当する。



資料：「ベトナムの教育制度」独立行政法人日本学生支援機構

図1 学校教育体系

2. 各種教育及び学校

(1) 就学前教育

幼稚園・保育園ともに、教育訓練省（日本の場合、幼稚園：文部科学省、保育園：厚生労働省）が所管しており、通常、託児所が生後3ヵ月～3歳、幼稚園が4～6歳までの子供を預かっている。なお、都市部と農村部では預け入れの状況が異なっており、例えば、都市部では教育熱が高く、就学前教育に熱心であるが、一方、農村部においては祖父母が自宅にいる家庭ではわざわざ小さな子供を預けないことが多い。

(2) 初等教育

通常、9月に新学期が始まり、翌年6月中旬に終了する。最終学年である第5学年の終了時に、全国共通の修了試験が行われ、これに合格すると卒業証書を受け取ることができる。

現在、小学校の進学率は、義務教育ということもあって、ほぼ100%であるが、ハノイやホーチミンといった都市部を除いた一部地方では、小学校までしか就学しないことがある(表2、表3)。また、都市部では教育施設が大幅に不足しており、生徒たちは午前組・午後組の二つの組に分かれて同一教室を2回使用(二部制)している。さらに学区制がないため、評判のよい学校へ生徒が集中している。

(3) 中等教育

① 中学校

進学率は84%でここ数年横ばいの状況にある。小学校同様に、最終学年である第4学年終了時に、全国共通の修了試験が行われ、合格者に卒業証書が授与される。

② 高等学校

義務教育ではないため、高等学校に入学するためには、入学試験に合格しなければならない。現在のところ、進学率は高いとはいえないが、増加傾向にある(2003年:48%、2007年:55%)。

(4) 高等教育

大学及び大学院の就学年数は学部・学科によって異なるが、通常、学士課程4年間(工学部5年間、医学部6年間)、修士課程2年間、博士課程3年間(修士号未取得者4年間)となっている。なお、短期大学は3年間である。学士課程への進学率は13%(2007年)と低いが、近年急速に増加している(2003年7%、2005年10%)。

現在、大学は全国に145校あり、うち国立が103校、私立が28校、民立が14校となっている。なお、民立とは市町村の人民委員会が独自に設立した大学である。国立大学は、さらに国家大学と地方総合大学、専門大学、公開大学に分けられる。国家大学とは、他の国立大学に比べて、研究費の配分や大学の運営などにおいて、優先的な権限を有した大学であり、ハノイ国家大学、ホーチミン市国家大学など、全国に8校存在する。また地方総合大学とは、地方の中心都市にある総合大学であり、専門大学は単科大学のことである。公開大学とは、大学の校舎を国が準備し、運営資金を民間で賄うものであり、准国立として運営されている。現在、ハノイとホーチミンにそれぞれ1校設置されている。

表2 進学率

	学生数	1学年あたりの学生数	進学率
小学校	6,860,300	1,372,060	100%
中学校	5,803,300	1,450,825	84%
高等学校	3,021,600	1,007,200	55%
大学	918,200	229,550	13%

注記: データ 2007~2008年

資料: 「2010年ベトナム一般概要〜数字で見るベトナム経済〜」JETROハノイセンター

(5) 職業教育

詳細はⅢ以降で述べるが、中級職業学校と職業訓練校などがあり、前者が職業的实践能力を備えた技術者、後者が技能工の育成を目指している。なお大学卒業者とは、賃金や昇進などの面で後れを取っている。

表3 就学状況

		全 国	ハノイ	ホーチミン	ハイフォン
小学校を卒業しなかった比率	%	20.8	12.4	15.2	12.3
小学校を卒業した比率	%	25.7	16.8	24.7	16.7
中学校を卒業した比率	%	21.9	22.1	18.3	30.7
高等学校以上を卒業した比率	%	26.4	46.7	39.3	38.3
短期職業研修(3ヵ月未満)の修了者の比率	%	2.6	3.6	4.5	3.4
職業訓練研修(3ヵ月以上)の修了者の比率	%	4.7	7.5	3.7	8.1
短期大学卒業者の比率	%	1.6	2.5	1.8	2.1
大学学部以上の卒業/修了者の比率	%	4.4	13.3	10.0	6.6

注記：5歳以上を対象

資料：The 2009 Viet Nam Population and Housing Census (April 1st, 2009 時点)

Ⅲ 職業教育の現状

1. 教育法上の規定

ベトナム政府は、市場経済化が進展する中で、教育の普及を促進するため、1998年12月「教育法」を制定した。教育法の施行により、関連法規が整備され、一定程度の普及が確認された後、教育の質や水準の向上が叫ばれるようになり、2005年6月、教育法が改定され、2006年1月に施行された。この教育法において、「職業教育」は主に第3章 第3節 職業教育の中で詳しく規定されている。以下、職業教育の内容について説明する。

表4 教育法の体系

第1章 総則 (第1条～第20条)
第2章 国民教育制度 (第21条～第47条)
第1節 就学前教育
第2節 普通教育
第3節 職業教育：第32条～第37条
第4節 大学教育
第5節 生涯教育
第3章 その他の学校・教育機関 (第48条～第69条)
第4章 教員 (第70条～第82条)
第5章 学習者 (第83条～第92条)
第6章 学校、家庭、社会 (第93条～第98条)
第7章 国の教育管理 (第99条～第113条)
第8章 褒賞および罰則 (第114条～第118条)
第9章 施行に関する条項 (第119条～第120条)

職業教育は、主として「中級職業学校」と「職業訓練校」で行われる（第4条）他に、「職業訓練センター」や「職業訓練室」といった機関があり、これらを総称して「職業教育機関」という（第36条）。中級職業学校は、教育訓練省が所管し、職業訓練校や職業訓練センター、職業訓練室は、当機関で教育する職業分野を所管する国の機関が管理する。

中級職業学校においては、基本的な職業的知識と実践技能を備え、独立して仕事ができ、創造性を持ち、技術を仕事に応用できる「技術者」を養成する。一方、職業訓練校においては、生産・サービスに直結する技能を有し、受けた教育水準に合った職業能力を実践する「技能工」を養成する。いずれにしても、両者に共通しているのは、理論的授業と実践技能の調和であり、職業的实践能力を備えた人材の養成を目標としている（第33条、第34条）。

中級職業学校の就学期間は、中学校卒業後3～4年間、高校卒業後1～2年間とし、職業訓練校の就学期間は、初級レベル1年以下、中級・短大レベル1～3年間としている（第32条）。なお、カリキュラムの修了者に対しては、職業教育機関の長から修了証書や卒業証書が授与される（第37条）。また中級職業学校の卒業生は、短期大学及び大学（学士課程）への入学資格を得ることができる。なお、短期大学において、中級職業学校で同じ分野を専攻した者は、通常2～3年の就学期間を1年半もしくは2年で卒業することができる。大学学士課程においては、通常4～6年の就学期間を2年半～4年で卒業することができる（第38条）。

職業教育のカリキュラムは、中級職業学校においては、教育訓練大臣が関係省庁の大臣あるいはその長と協力し、中級職業教育カリキュラム審議会の審議結果に基づいて、指導要領を定める。そしてこの指導要領に基づき、それぞれの中級職業学校が自らのカリキュラムを定める。職業訓練校においても同様に、職業訓練校を所管する国の機関の長が関係省庁の大臣あるいはその長と協力し、職業訓練校カリキュラム審議会の審議結果に基づいて、職業水準ごとに指導要領を定め、その後、職業訓練校が自らのカリキュラムを定める。また教科書は、これら職業訓練機関の長が招集する教科書審議会の審議結果に基づいて制作され、その後、編集・検定作業を受ける（第35条）。

職業教育に携わる教員は、中級職業学校においては、師範大学もしくは大学卒業資格と、教員免許状を必要とする。職業訓練校については、中級職業学校以上の卒業資格、もしくは高度な技術を持つ職人や熟練労働者であることを必要とする。（第77条）

表5 中級職業学校と職業訓練校の比較

	中級職業学校	職業訓練校
目 標	理論的授業と実践技能の調和による職業的実践能力を備えた人材の養成	
	技術者	技能工
所 管	教育訓練大臣	職業分野を管理する国の長
就学期間	中学卒業後：3～4年間 高校卒業後：1～2年間	初級レベル：1年以下 中級・短大レベル：1～3年間
教員資格	(師範大学卒 or 大学卒) and 教員免許	中級職業学校以上卒 or 高度技術者 or 熟練労働者

2. データにみる職業教育の現状

(1) 職業教育機関数

全国に2,155の職業教育機関が設置され、とくに首都であるハノイ市がある紅河デルタ地域とホーチミン市がある南東部に多く立地している。

また施設の種類の種類では、その他の職業教育機関を除くと、職業訓練センターが最も多く立地し、職業訓練校は比較的少ない。なお、過去8年間において、職業訓練センターは5倍、職業訓練校は2倍以上増加している。

法人形態では、公立が6割占めており、中級職業学校において、とくにその割合が高く、国の教育訓練省の意気込みが窺える。

表6 職業教育機関数

	全体		中級職業学校(短大課程)		中級職業学校(中級課程)		職業訓練校		職業訓練センター		その他の職業訓練機関	
	計	公立	計	公立	計	公立	計	公立	計	公立	計	公立
全体	2,155	1,301	75	64	204	153	40	19	684	433	1,152	629
北東部	232	175	8	8	20	8	2	1	98	64	104	85
北西部	38	32	1	1	5	4	2	2	14	12	16	13
紅河デルタ (ハoi・ハイフォン)	610	383	34	29	81	53	25	8	157	101	313	198
北部沿岸部	238	169	7	6	23	23	6	5	82	58	120	77
南部沿岸部	213	146	6	5	20	17	3	2	63	49	121	73
中央高原	60	37	2	2	4	4	2	1	25	14	27	16
南東部 (ホーチミン)	420	165	12	9	33	27	0	0	133	45	242	85
メコンデルタ	344	194	5	4	18	18	0	0	112	90	209	82

注記：データは2009年6月30日時点

資料：General Department of Vocational Training, 2009

(2) 職業教育訓練修了者数

職業教育の訓練修了者は、1年間で平均9.3%増加し、2007年には170万人を輩出した。これは2001年の1.7倍である。また研修期間が1年未満の短期研修の割合は2007年において2/3を数えるものの、その割合は年々減少してきている。言うなれば、長期研修のニーズが高くなっているといえる。

表7 職業教育訓練修了者数

		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
合計	人	995,800	1,131,100	1,220,600	1,329,400	1,409,700	1,570,000	1,696,500
(対前年比)	%	—	13.6	7.9	8.9	6.0	11.4	8.1
短期	人	761,200	858,500	897,700	950,300	977,000	1,080,000	1,131,000
(占有率)	%	76.4	75.9	73.5	71.5	69.3	68.8	66.7
長期	人	234,600	272,600	322,900	379,100	432,700	490,000	565,500
(占有率)	%	23.6	24.1	26.5	28.5	30.7	31.2	33.3

注記：短期は研修期間が1年未満、長期は研修期間が1年以上

資料：General Department of Vocational Training, 2009

(3) 教員の学歴と員数

全国に約 2 万人の職業教育に携わる教員がいる。中級職業学校においては、7 割が学士以上の学位を有しており、言い換えれば 3 割が教育法第 77 条で定める要件を満たしていないことが分かる。一方、職業訓練センターにおいては、学士以上の割合は 4 割に満たず、代わって 1/4 が技術を有した職人が教員になっている。

表 8 教員の学歴と員数

		指導員数	博士	修士	学士	短期大学	技術者	その他
全体	人	20,195	83	927	9,707	3,663	3,339	2,476
(占有率)	%	-	0.4	4.6	48.1	18.1	16.5	12.3
中級職業学校	人	4,678	23	363	2,856	633	506	297
(占有率)	%	-	0.5	7.8	61.1	13.5	10.8	6.3
職業訓練校	人	9,583	55	388	4,748	1,820	1,319	1,253
(占有率)	%	-	0.6	4.0	49.5	19.0	13.8	13.1
職業訓練センター	人	5,934	5	176	2,103	1,210	1,514	926
(占有率)	%	-	0.1	3.0	35.4	20.4	25.5	15.6

資料：General Department of Vocational Training, 2009

(4) カリキュラム例

ここでは、中級職業学校の短大課程の「工業及び家庭電力」と、職業訓練校の「産業電気修理工養成コース」を例示する。

①中級職業学校 短大課程「工業及び家庭電力」

一般教養と技術（基礎・専門）、実習より構成され、講義数において、大凡 2 割・4 割・4 割の構成比になっており、実習が多いことが分かる。

表 9 カリキュラム「工業及び家庭電力」

講義数			講義数			
一般教養	政治学	125	専門技術	高電圧技術	42	
	外国語	150		電極版	114	
	体育	60		電力システム(リレー)	不明	
	軍事教育	192		電力プラント(変電設備)	168	
	経済学・生産組織	96		電気設備の操作・修理	90	
	数学	49		企業の電気設備	不明	
	情報	56		実習	電気冷蔵作業	96
	基礎技術	機械技術			112	電気学
製図技術		98	電気設備装置		96	
電気技術		168	電気モータ製図		192	
電気モータ		162	電気回路網装置		48	
電気測定		56	電気モータ&設備のテスト		96	
工業用電子		66	工場見学		48	
電気材料		42	生産		192	
安全力学		42	卒業前インターン	384		

出典：木村大樹編著『海外・人づくりハンドブック ベトナム』

②職業訓練校「産業電気修理工養成コース」

前項同様に、一般教養と技術（基礎・専門）、実習より構成される。特徴的なのは、講義数において実習が6割を超えることであり、生産に直結した技能工を養成する姿勢が窺える。

表 10 カリキュラム「工業及び家庭電力」

		講義数			講義数
一般教養	国語(読み書き)	250	専門技術	企業での電気器具修理	不明
	数学	450	職業実習	基礎実習	1500
	物理	280		生産実習	1400
	化学	170			
	外国語	200			
	政治学	120			
	体育	60			
	基礎技術	製図	140		
機械技術		100			
電気技術		60			
電気材料		75			
冶金技術		45			
電気測定		60			
生産管理		40			

出典：木村大樹編著『海外・人づくりハンドブック ベトナム』

(5)教育費

いずれの教育課程においても、教育費が増加しているが、とくに職業訓練は2004年比、全国平均で2.7倍、ホーチミン市がある南東部では3.7倍になっており、短期大学・大学の1.6倍に比べて、増加していることが分かる。なお、一人あたりのGDPに占める割合は、全国平均が24%であるのに対して、ハノイ市、ホーチミン市は共に13%であり、決して高いとはいえない(1US\$=90円、1000VND=5円で算出)。

表 11 教育費 (年間)

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	職業教育	短期大学・大学
全 国	2004	567	314	551	1,057	1,663	3,695
	2006	760	479	718	1,408	3,053	4,313
	2008	1,113	776	1,073	1,941	4,459	5,893
紅河デルタ (ハノイ・ハイフォン他)	2004	508	381	575	1,048	1,993	3,097
	2006	689	613	720	1,371	2,762	4,017
	2008	1,008	810	1,153	1,895	3,979	5,252
南 東 部 (ホーチミン他)	2004	1,475	579	989	1,593	1,532	4,881
	2006	1,692	1,037	1,360	2,466	4,348	5,042
	2008	2,560	2,071	2,306	3,543	5,719	7,155

単位：1000VND

参考：一人あたりのGDP(2008) ハノイ1,700US\$ ホーチミン2,500US\$ 全国平均1,024US\$

(市川匡四郎「ベトナムへの日本の投資状況と課題」九州・ベトナム経済交流セミナー、2009.11)

資料：ベトナム人口統計資料

(6) 賃金

賃金を資格別に見てみると、職業教育を受けた者の賃金は、未熟練者の約 1.5 倍になっている。なお、参考までに短期大学・大卒以上は 2.3 倍であり、大学卒が優遇されていることが分かる。

表 12 資格別賃金（月収）

資格別	2002年			2004年			2006年		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
未熟練	605,088	644,832	531,322	821,874	865,053	745,312	1,031,393	1,087,208	936,853
技術専門(短期)	—	—	—	1,121,247	1,199,642	980,304	1,463,896	1,571,172	1,232,050
技術専門(長期)	1,083,092	1,156,387	827,491	1,378,482	1,459,069	1,033,013	1,621,811	1,631,151	1,590,615
職業訓練	931,307	1,008,867	874,537	1,204,757	1,270,257	1,140,541	1,490,622	1,673,376	1,314,254
短期大学・大学以上	1,411,091	1,544,017	1,216,062	1,750,472	1,926,603	1,523,508	2,395,963	2,612,099	2,132,269

注記：勤務時間：128 時間／月以上の賃金労働者を対象

資料：Calculating from Viet Nam Household Living Standards Survey, General Statistical Office, 2002, 2004 and 2006

さらに賃金を職種別で見ると、単純労働者に対して、高度専門技術者は 2.8 倍、中等専門技術者は 1.8 倍、熟練職人は 1.2 倍、機械操作は 1.8 倍になっており、職能によって差異が大きいことが分かる。なお賃金は、総じて 2 割程度、男性の方が女性よりも高くなっている。

表 13 職種別賃金（月収）

職種別	2002年			2004年			2006年		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
高度専門技術者	1,491,119	1,640,166	128,084	1,873,395	2,051,585	1,662,361	2,549,550	2,759,246	2,288,500
中等専門技術者	902,577	1,032,894	829,050	1,213,430	1,305,444	1,153,162	1,679,875	1,914,256	1,529,980
熟練職人	727,614	773,699	633,276	938,956	1,019,395	779,415	1,137,165	1,176,464	1,057,600
機械操作	1,267,682	1,298,730	1,086,840	1,408,521	1,470,442	1,123,869	1,693,712	1,784,887	1,191,579
単純労働者	502,606	540,507	437,054	714,433	766,536	623,820	919,971	983,735	820,509
行政官	890,898	905,263	831,188	1,109,219	1,121,448	1,055,766	1,579,152	1,646,245	1,371,497
軍人	1,138,803	1,163,732	965,340	1,535,564	1,574,951	1,196,393	2,443,888	2,479,914	2,025,340
専門家	1,083,894	1,143,987	1,025,561	1,435,033	1,435,606	1,434,549	1,667,142	1,721,967	1,620,378

注記：勤務時間：128 時間／月以上の賃金労働者を対象

資料：Calculating from Viet Nam Household Living Standards Survey, General Statistical Office, 2002, 2004 and 2006

(7) 教育予算

教育・研究関連予算は、支出額において、占有率を 2001 年：15.5%から 2008 年：20.0%へ増加させている。この教育・研究関連支出額に占める職業訓練関連支出額の割合は、さらに 2001 年：4.9%から 2008 年：7.5%へ増加させており、量的には依然多くないものの、国の職業教育への前向きな姿勢を感じ取ることができる。

表 14 国の教育予算

		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
国家予算支出額	10億ドン	127,675	143,764	181,183	209,024	239,470	297,232	356,678	398,980
教育・研究関連支出額	10億ドン	19,747	22,541	28,835	34,872	42,943	54,798	71,336	79,796
(対国家予算支出額)	%	15.5	15.7	15.9	16.7	17.9	18.4	20.0	20.0
職業訓練関連支出額	10億ドン	968	1,240	1,644	2,164	2,791	3,671	4,993	5,985
(対教育・研修関連支出額)	%	4.9	5.5	5.7	6.2	6.5	6.7	7.0	7.5

資料：General Department of Vocational Training, 2009

3. 職業能力の反映

政府は、2005年6月に改訂された教育法（前述）において職業訓練政策のガイドラインを示し、その後、初級・中級・短大レベルの3つのレベルからなる職業訓練対策を定めた「職業訓練法¹⁾」を2006年11月制定した。

表15に機械、電気、電子分野における3つのレベル（Group I～III）を例示している。例えば、電気設備及び機器の修理において、初級レベルでは家庭用の電気機器の修理しかできないが、中級レベルでは35キロボルトまで、さらに短大レベルになると電圧の大きさに関係なく取り扱うことができる。また金属を切断する作業においても、初級レベルでは鋸で単純に切るだけの能力しか要求されていないが、中級になると正しく切ることが要求される。さらにクレーンの運転において、中級レベルでは電気式の小型のクレーンしか運転できないが、短大レベルではすべてのクレーンを運転することができる。

当然ながら、レベルによって給与に差が生じる。各企業は、独自に給与表を作成して適用しなければならず、ベトナムにおいては、職能レベルに基づいた給与体系が基本になっている。しかし現実には、この職能給制度の徹底により、労働者間で格差が生じるため、他の要件も加味するよう、もう少し柔軟な運用を求めて一部ストライキが発生しているという。なお政府は、企業が行き過ぎた給与体系を強いることがないように、最低賃金制度を導入している。現在、全国を4つの地域に分け、さらに自国企業と外国企業に分けて、最低賃金²⁾を設定しており、最も高いのが、ハノイ市とホーチミン市の区で、自国企業が98万VND/月、外国企業が134万VND/月となっている。

ハイフォン市内の中規模の金属加工業の経営幹部によれば、現場の作業者の中には上昇指向の強い者が比較的多くおり、日夜、職業訓練に励んでいるという。企業はこういった将来を嘱望される人材に対して、一定の職業技能に達した段階で、大学で勉強をする機会を与えている。なお当企業においては、学費などの経済的な支援は行っておらず、勉強する時間を優遇しているだけである。ただし、少しでも高い給料や幹部社員への昇進を目指して、多くの現場の作業者が日々精励しているという。

VI ハイフォン市の現状

1. 就学等の状況

ハイフォン市においては、毎年45,000～50,000人が職業訓練を必要としている。その内訳は、中学校及び高等学校の卒業生が22,000～25,000人、現在社会人でありながら再び職業訓練を希望している人が約15,000人、周辺地域から学びにくる生徒及び社会人が約10,000人となっている。またハイフォン市においては、2008年度、高等学校に約80,000人が在籍し、そのうち29,199人が3年生であった。そして、彼ら/彼女らのうち40.9%が大学へ進学し、残りが中級職業学校や短期大学へ進学している。また中学卒業後、15%が職業訓練校へ進学している。

ハイフォン市では、現在46の職業訓練コースを開講しており、2007～2009年間の受講者は140,359人に及ぶ。その内訳は、短期コースが64,150人、長期コースが16,351人、中級職業学校が43,850人、同大学レベルが16,008となっている。なお、職業訓練コースには、造船、船舶運転、電気、電子、製造機械、農業機械、輸送機械、観光、衣料、獣医、食品加工、建設などがあり、多様である。

表15 機械、電気、電子分野の3レベル

Group I	Group II	Group III
<ul style="list-style-type: none"> -Sawing metal; -Store-keeper, unskilled labor; -Washing safety working clothing, clout; -Household appliances; -Operating water pump with capacity under 8.000m³/h; -Electric station; -Checking,examining,adjusting,hanging and dismantling meter;recording electric number, collecting electric bill; -Managing and operating network and transformer station ≤35 Kv; -Repairing household electricity; -Producing roof, buffer and canvas for car; -Internal transporting, industrial hygiene; -Winding motor 	<ul style="list-style-type: none"> -Winding engine; -Sharpening metal -Chemical store-keeper; -Assembling; pressing plastic; -Medium and small pulling metal rope; twisting small rope; -Connecting electromagnetic rope, winding and wrapping electric rope; -Assembling electric tools; -Repairing mould of pulling wire, pressing mould, enamel mould; -Lathing, fraise, plane, bore, sharpening; -Driving electric crane -Repairing strain station tools; -Operating compressor, diesel machine -Car repairing; -Electroplating -Mechanic and electric repairing, installation and repairing water pipe; -Drilling, thrusting, sharpening lace, outlining, painting, and plastering; -Pressing rough draft, mixing and cutting iron; -Casting, grease pump, sifting sand, driving crane; -Checking product's quality; -Repairing high voltage wire ≤35 Kv (no electricity); -Managing and operating high voltage wire from 66 Kv to under 500 Kv; -Assembling and operating electronics and informatics tools; -Producing electronic components, repairing computer electronics equipment; -Repairing, manufacturing machinery and mining tools; -Operating irrigation water pump with capacity from 8.000 m³/h and upper; -Manufacturing capacitor; -Repairing: steam valve; controlling heat; steam stove, water turbine; electric situation in power plan,diesel machinery;transformer station tools,battery in cave; -Experiment: electric equipment, high voltage; -Adjusting: steam stove; irrigation equipment, water turbine; -Discharging and charging battery in cave; -Welding and sharpening water turbine propeller; -Industrial hygiene (in power plan, 500 Kv transformers) -Driving 350 tons crane in hydro electric plant's cave; -Drilling concrete by hand-compressor (outside cave) -Filtering oil of transformer in cave; -Producing:electric equipment,composite material meter,insulation materials; -Operating plaiting aluminum cable machine,centrifugal concrete casting machine; -Repairing and drying transformer with capacity from 200 Kv and upper; -Monitoring terrain; 	<ul style="list-style-type: none"> -Forging big hammer, cleaning casting, thermal treatment metal; -Painting and welding in hermetic room; -Repairing electric mechanics at mine; repairing excavator, car, driller, and sorting out machinery; -Charging battery, repairing light in furnace; -Repairing train; -Driving crane; -Repairing mechanics, electricity in chemical factories; -Repairing vessel and river steamer; -Riveting in bridge, ship and air plane; -Building ship and maritime transport; -Repairing: steam stove in thermoelectric plant; electric equipment, hydraulic equipment, equipment in power plant, air turbine, mechanic-hydraulic equipment of floodgate and spillway; water pump in hydro electric plant; crane in generator's cave; ventilation system in hydro electric plant's cave; informatics and dynamology -Adjusting electric equipment; -Automatic electricity and thermo in generators; -Operator: crane in generator's cave; ventilation system in hydro electric plant's -Scraping, painting, sand blowing in hermetic tank and cave; -Drilling concrete in cave; -Checking metal by spectrum and ultrasound; -Managing and operating 500 Kv wire; -Repairing: high voltage wire connecting electricity; 66 Kv wire and upper (no electricity); -Boiling, mixing and pressing bakelite; -Painting and welding in chemical factory; -Automatic electricity and thermo in chemical factory; -Workerizing in power plan

出典 Decree No.205/2004/ND-CP, 'Salary Table for Worker, Staff Directly

2. 職業教育機関事例「ハイフォン工業職業大学」

ここでは、ハイフォン工業職業大学³⁾ (Hai-Phong Industrial Vocational College、以下 HPIVC) を取り上げる。

HPIVC は、1961 年に工業系の職業訓練校 (Hai-Phong Industrial School) として設立され、2007 年に短大レベルに格上げされた。現在 5 学科 13 職業分野の人材を育成している。主たる技術分野は「機械」「電気・電子」であるが、2009 年に新たに「師範部門」を設置して教員の養成にも力を入れ始めている。在籍する学生数は約 3,500 人、そのうち 1,000 人は社会人であり、企業に勤めながら勉強している。大学入試が厳しくなる一方で、就職に有利な職業大学への人気が高まっており、同大学の入学競争率は 1.25 倍に上っている。また教員は 150 名在籍している。

中核となる教育レベルは、短大レベルであるが、中級及び初級レベルについても開講している。短大レベルは高校卒を対象とし、30 ヶ月を必要とする。中級レベルは高校卒ならば 24 ヶ月、中学卒ならば 36 ヶ月を必要としている。なお初級レベルについては、需要に応じて適宜カリキュラムを作成し、通常 3～9 ヶ月で行っている。

またハノイ工科大学やタイの Nguyen 工科大学と連携して、自動化や電気・電子などの分野の高度化を図るとともに、市内にある野村ハイフォン工業団地開発会社と提携して、教育の高度化や卒業生の就職先確保などを図っている。

HPIVC はハイフォン市政府の管理下にあり、校長の人事を工業貿易局 (Dept. of Industry & Trade) が担当し、カリキュラムを労働疾病兵社会問題局 (Dept. of Labor, Invalid & Social Affairs) が承認する。ちなみに労働疾病兵社会問題局は、理論と実践の割合を現在の 4 : 6 から 3 : 7 にしたいと考えている。なお、教員の人事権限は校長にある。

現在の課題としては、まず優秀な学生の確保が挙げられる。通常、大学に合格できなかったから職業大学へ行くという傾向にあり、二番手の学生しか採れない状況にある。次に企業のニーズを満たすハイテク設備が不足していることが挙げられる。大学には旧式の汎用機 (例：普通旋盤) は数多くあるが、NC 工作機械など、現在企業で主力となっている最新の工作機械は少ない。また教員もこれらのハイテク設備に接する機会が少なく、企業が望んでいる教育ができないでいる。三番目の課題は、教員の実践的なスキルの向上である。教員の多くは大学卒である。ベトナムにおいて大学の教育は理論が先行しており、企業が必要としている技術と差異がある。とくに後二者は、実践能力を備えた人材を育成することを目標としている職業訓練機関において存続に関わる課題である。



写真1 事務棟



写真2 校舎



写真3 旋盤の実習場



写真4 溶接の実習場



写真5 自動化システムの演習場



写真6 学生達（校内）

V 職業訓練の展望

1. 職業能力基準の構築

政府は職業訓練法に基づいて、職業訓練の標準化と高度化を推進するために、「職業訓練戦略」（2011～2020年）を策定し、国家職業技能評価制度や職業訓練認定制度を含めた国家職業技能水準の構築や職業訓練管理システムの適用を推進している。

(1) 国家職業技能水準と職業技能評価

国家職業技能水準（National Occupational Skills Standard: NOSS）は、労働者が企業で必要とされる技術・技能を適正に、かつ意欲的に身に付けることを目的とし、技量レベル、資格取得への必要条件、スキル、職務遂行に対する姿勢が規定されている。ここで「技量レベル」とは、個々の職業の内容を、難易度によってレベル分けしたもので、そのレベル数はそれぞれの職業によって異なり、3～5段階に区分される。例えば、運転の場合は3段階、モータ製造の場合は5段階に分けられる。

職業訓練機関は、この国家職業技能水準に基づいて、職業技能レベルに対応した訓練基準や教育カリキュラムを開発しなければならず、現在85の職業⁴⁾で適用されており、2020年までに400種類の職業技能水準の作成を目指している。

労働者が業務経験を通して修得した知識や技能は、この国家職業技能水準に照らして評価され、「国家職業技能証明書」が授与される。具体的には、各職業の技能レベル別に、総合職業訓練局（General

Department of Vocational Training: GDVT) の管理の下、認定された「職業技能評価センター⁵⁾」において、評価が実施される。なお、2010 年度、19 の職種に対して試行されることになっており、2020 年までに 600 万人の労働者が、この評価を受けるものと予測している。

国家職業技能水準と職業技能評価の導入により、労働者は認定された職業技能レベルに見合った就職先を確保することが容易になり、相応の収入を得ることができる。なお、このことは同じレベルの職業技能を持つ労働者の賃金の平等化を可能にする。また企業においても、採用や配置、賃金支払などについて合理的な基準を作成することができ、円滑な労使関係を構築するとともに、労働者の技能向上を喚起することができる。

表 16 国家職業技能水準のレベル (1~5)

<p>■レベル1 (修了証明書1)</p> <p>(a) 割り当てられた、単純又は反復作業が遂行できる。</p> <p>(b) 職業について多少の知識を持ち、その知識を活かして職務遂行することができる。</p> <p>(c) 必要に応じて情報の入手、注意、伝達ができる。自分自身の労働成果や作業出力に責任を持つ。</p>
<p>■レベル2 (修了証明書2)</p> <p>(a) 割り当てられた単純作業又は反復作業が遂行できる。また、通常と異なる条件においても指導の下、複雑な仕事をこなせる。</p> <p>(b) 職業の基礎知識を持ち、専門的な知識を活かして日常的な問題を処理できる。</p> <p>(c) 必要に応じて情報の検討、判断、説明ができる。他のメンバーとチームでも単独でも職務を遂行することができ、自分自身の労働成果や 作業出力に対して責任を持つ。</p>
<p>■レベル3 (修了証明書3)</p> <p>(a) 複雑な作業もほぼ遂行できる。多様な仕事も単独でこなせる。</p> <p>(b) 職業の基礎理論の知識と専門技術を持ち、技術や専門的な知識を活かして様々な状況においての日常的な問題を処理できる。</p> <p>(c) 様々な情報源から情報を理解し、分析、収集できる。チームのメンバーを指導することができ、自分自身の労働成果や製品品質、そしてチームのメンバーの仕事に関してもある程度責任を持つ。</p>
<p>■レベル4 (修了証明書4)</p> <p>(a) 複雑な作業もほぼ遂行できる。多様な仕事も単独で積極的に取り組む。</p> <p>(b) 職業の一部の分野について広い基礎理論の知識と確かな専門技術を持つ。技術や専門的な知識を伝えて様々な状況においての日常的な問題を処理できる。</p> <p>(c) 情報を分析、収集し、管理や調査について見解を持ち、提案ができる。仕事遂行のためにチームを監督、管理することができ、自分自身の労働成果や製品品質、そしてチームの仕事に関してもある程度責任を持つ。</p>
<p>■レベル5 (修了証明書5)</p> <p>(a) 熟練した、優れた作業を単独で積極的に取り組むことができる。</p> <p>(b) 職業について広い基礎理論の知識と確かな専門技術を持つ。技術的や管理的な問題に対応できる分析力や判断力を持ち、計画、検討することができる。</p> <p>(c) 情報を分析、収集し、自分の見解や計画を示すことができる。仕事遂行のためにチームを監督、管理することができ、自分自身の労働成果と製品品質、そしてチームの仕事の技術的パラメーターに関しても責任を持つ。</p>

表 17 職業技能評価の受験資格

<p>■職業技能評価(レベル1)の受験資格(下記いずれかに当てはまること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練(初等レベル)を修了 ・受験対象の職業と同じ職業に1年以上勤務
<p>■職業技能評価(レベル2)の受験資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練(中等、又は高等レベル)を修了 ・国家職業技能証書(レベル1)、若しくは職業訓練修了証書(初等レベル)、又は職業技能証書を取得後、受験対象の職業に2年以上勤務している ・1つの職業に最低4年以上勤務
<p>■職業技能評価(レベル3)の受験資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験対象の国家職業技能評価と同じ職業の職業訓練(大学レベル)を修了 ・国家職業技能証書(レベル2)、若しくは職業訓練修了証書(中等、又は高等レベル)や職業技能証書、専修学校の卒業証書を取得後、受験する職業に2年以上勤務している ・国家職業技能証書(レベル1)、職業訓練修了証書(初等レベル)、又は職業技能証書を取得後、受験対象の職業に6年以上勤務 ・1つの職業に8年以上勤務
<p>■職業技能評価(レベル4)の受験資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家職業技能証書(レベル3)、若しくは職業訓練修了証書(大学レベル)又は大学の卒業証書を取得後、受験対象の職業に2年以上勤務 ・国家職業技能証書(レベル2)、若しくは職業訓練修了証書(中等レベル)、又は専修学校の卒業証書を取得後、受験対象の職業に6年以上勤務 ・国家職業技能証書(レベル1)、若しくは職業訓練修了証書(初等レベル)、又は職業技能認定書を取得後、受験対象の職業に8年以上勤務 ・1つの職業に11年以上勤務
<p>■職業技能評価(レベル5)の受験資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家職業技能証書(レベル4)を取得後、受験対象の職業に2年以上勤務 ・国家職業技能証書(レベル3)、又は大学の卒業証書を取得後、受験対象の職業に最低5年以上勤務 ・国家職業技能証書(レベル2)、若しくは職業訓練修了証書(中等レベル)、又は専修学校の卒業証書を取得後、受験対象の職業に最低8年以上勤務 ・国家職業技能証書(レベル1)、若しくは職業訓練修了証書(初等レベル)、又は同等な認定書を取得後、受験対象の職業に最低11年以上勤務 ・1つの職業に14年以上勤務

(2) 職業訓練管理システム

①職業訓練機関の品質管理

職業訓練機関は、職業訓練法により、方針や役割を労働市場や学習者のニーズ、産業界や地域の開発政策に十分は配慮して作成し、公表しなければならない。また当然ながら、これらの方針や役割などは、定期的に見直しを行い、管理機関へ報告することが義務づけられている。

職業訓練機関の組織や管理機構については、国の規則に従って検討され、運用されるものの、それぞれの機関には自治と責任が保証されていることから、教員やスタッフは政策決定や運営に積極的に参画することが求められている。

職業訓練機関は、学習を円滑に行うために、教室や実習場、教材、工具・備品はもとより、体育館、図書館、駐車場、寮、食堂などを整備するとともに、給排水設備や照明器具、換気装置、防カビ対策、火災報知器、消火装置なども適正に具備しなければならない。また、良好な運営状態や機能を保証するために、定期検査が義務づけられている。

とくに図書館については、十分な教材とスペースを確保しなければならない。教材は、概ね学生数の10～15倍の数を備えなければならない。教科書については5年以内、訓練分野に沿った専門技術誌については3～5年以内には出版されたものを使用しなければならない。また一般の図書館において、学生一人あたり1.8m²、電子図書館において1.5m²のスペースを確保しなければならない。

職業訓練機関の予算は、国の財務会計規則に従って行われ、機関の活動や部署の要求を満たす内容であるとし、機関内で公表されなければならない。また予算の執行監視や会計監査は、規則に従い、外部認定機関によって行われる。

②教育訓練プログラムの品質管理

学生の募集や選考、入学プロセスは、労働傷病兵社会福祉省 (Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs : MOLISA) が定めた規則に従って行われる。なお、この規則は入学プロセスと応募者の質を公平性と客観性の観点から保証している。

教育訓練プログラムは、産業界の実状に即した理論、実習が提供されるように厳しく監視されている。例えば、職業訓練機関は、学期及び学年度毎にモジュール、科目、理論&実習時間などを定めた訓練計画を作成するとともに、教員、スタッフ、学生の訓練計画に対する意見や評価を集約しなければならない。またカリキュラムは、少なくとも5年に一度見直しを行われなければならない。教材や参考資料は、学術評議会の評価及び承認が必要である。

③教員及びスタッフの品質管理

教員は規則で定めた指導者としての能力である専門技能、外国語能力、コンピュータ操作能力を持ち、さらに職業訓練機関の全教員の最低60%は理論と実技の両方の指導ができなければならない。

また教員は、専門技能の向上を図るために、毎年開催される指導祭「優れた指導、優れた学習活動」に積極的に参加し、新たな指導法を取り入れたり、指導法の改善に努めなければならない。職業訓練機関においても、教員に対して、指導要件を満たすための実用知識の充実を目的とした研修を産業界と連携して毎年行わなければならない。

さらに労働傷病兵社会福祉省は、2020年までに教員の40%を大学院修了者とし、中級職業学校の教員対学生の割合を1:15にしたいと考えている。

職業訓練機関の長及び副長の選任にあたっては、機関の教職員の70%以上から承認されなければならない。その他のスタッフにおいても、役職別に定めた国の規則に従って、管理能力の向上に努めなければならない。

④学習者への支援サービスの品質管理

職業訓練機関は、学期の始めに、学習者に対して、訓練コースや科目、施設や規則などについて十分な情報提供をしなければならない。また学習者には、宿泊施設と医療サービスが提供され、必要に応じて食堂も用意される。さらに就職フェアや雇用情報の提供、就職指導、職業紹介などの責任を負うとともに、新入生に対しては学生支援部を設置しなければならない。

なお、総合職業訓練局 (GDVT) では、職業訓練機関の評価を行う人材の育成にも努めており、2009年には200名を対象に訓練を行った。さらに2010年には200名の訓練を予定しており、計400名の職業訓練調査官が誕生することになっている。

謝辞

調査にあたって、資料や情報を提供していただきました(株)麻生の山口耀司様、中小企業大学校直方校の松田義弘様、野村ハイフォン工業団地開発会社の湯元英一様、ハノイ在住の Ms. Dao Thi Thanh Hoa 様に深く感謝いたします。

注

- 1) 職業訓練法は、全6章92条からなり、職業訓練機関の組織と運営に関する規定、職業訓練に係わる組織や個人の権利と義務が規定されている。

2)

賃金/月	地域
自国企業：98万VND 外国企業：134万VND	ハノイ市とホーチミン市の「区」
自国企業：88万VND 外国企業：119万VND	ハノイ市の一部「郡」、ハイフォン市の「区」と一部「郡」、ダナン市の「区」「郡」、カントー市の「区」など
自国企業：81万VND 外国企業：104万VND	ハノイ市、ハイフォン市、カントー市のその他の「郡」など
自国企業：73万VND 外国企業：100万VND	その他の地域

3) Hai-Phong Industrial Vocational College:

187 Dai Duc Thang Str, An Dong, An Duong Tel+84-31-3-728-460 Fax+84-31-3-700-670

- 4) 製造・貿易部門：44種類、建築部門：10種類、運輸部門：10種類、農業・農村開発部門：13種類、観光・文化部門：8種類、合計85種類
- 5) 職業技能評価センターは、次の条件を満たした職業訓練機関、研修機関、公営及び民間企業の関連施設として設立され、総合職業訓練局より5年間のライセンスが付与される。
- 学科試験用の教室、各技能レベルに応じた工具や機材が整った実技試験の教室や作業場などが備わっていること
 - 登録した職業の技能評価を実施するための専門家が十分に揃っていること
 - 受験者に対して、受験中の宿泊と食事などの必要なサービスを提供できること

参考文献・引用文献

- 1) 'The 2009 Viet Nam Population and Housing census', General Population and Housing Census Steering Committee, 2009
- 2) 'Information of Education and Training Situation', Dept. of Labor, Invalid & Social Affairs, Hai-Phong, 2010
- 3) 木村大樹編『海外・人づくりハンドブック ベトナム』財団法人海外職業訓練協会、2004
- 4) 坪井善明『ヴェトナム新時代』岩波文庫、2008
- 5) 近田政博訳『ベトナム2005年教育法』ダイテック、2009
- 6) 「ベトナムの教育制度」独立行政法人日本学生支援機構、2006
- 7) 「企業における人づくり」財団法人海外職業訓練協会、2008
- 8) 「ベトナム雇用労働事情」財団法人海外職業訓練協会、2009
- 9) 「ベトナム職業能力開発の政策とその実施状況」財団法人海外職業訓練協会、2009
- 10) 「ベトナム職業能力基準・職業能力評価」財団法人海外職業訓練協会、2009
- 11) 「2010年ベトナム一般概況」ジェトロ・ハノイセンター、2010
- 12) 「ベトナム人材力調査報告書」ジェトロ・ハノイセンター、2010
- 13) 「ベトナムの教育制度」<http://cantho.cool.ne.jp/ctu/edu/edu.html>